

鳥取縣公報

昭和廿一年十月廿五日
號 外

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5刊

告示

◇鳥取縣告示第四百五十二號

物價統制令第四條の規定により本縣における理髮、結髮等
最高料金の統制額を次のやうに指定する。

昭和二十一年七月鳥取縣告示第三百八號（理髮、結髮等料
金の統制額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十一年十月二十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、理髮料金

種類	最高料金統制額		備考
	一級 (鳥取市、米子市、 倉吉町、境町)	二級 (その他の町村)	
列込	二、三〇	二、〇〇	洗髮、顔剃を 含まず
丸刈	一、八〇	一、五〇	洗髮、顔剃を 含まず 剃髮を含む

二、結髮、特殊技術料金

種類	最高料金統制額	備考
顔剃	二、二〇	
洗顔	一、〇〇	
乳兒	三、〇〇	顔利、洗髮 を含む
小人	二、五〇	

種類	最高料金統制額		備考
	一級 (鳥取市、米子市、 倉吉町、境町)	二級 (その他の町村)	
和髮	五、〇〇	四、〇〇	材料費を除く
洋髮	三、〇〇	二、八、〇〇	材料費を含む
パーマネントウエ	一〇、〇〇	八、〇〇	右同
セツト	四、〇〇	三、〇〇	
婦人洗髮			

三、前各表中小人とは十四歳未満をいふ、乳兒とは二歳

鳥取縣公報 毎週曜日發行(休日ニ當ル)
火金曜日發行(時ハ翌日)

昭和廿一年十月廿五日

昭和四年四月十五日

一

外

第三種郵便物認可

